

平成25年第1回  
笠置町議会定例会会議録  
(第1号)

平成25年3月11日

京都府相楽郡笠置町議会

平成25年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第1号）

|                                                    |                |                      |    |              |         |      |                      |
|----------------------------------------------------|----------------|----------------------|----|--------------|---------|------|----------------------|
| 招集年月日                                              | 平成25年3月11日 月曜日 |                      |    |              |         |      |                      |
| 招集場所                                               | 笠置町議会議場        |                      |    |              |         |      |                      |
| 開閉の日時<br>及び宣告者                                     | 開 会            | 平成25年3月11日<br>9時30分  |    |              | 議長      | 西岡良祐 |                      |
|                                                    | 散 会            | 平成25年3月11日<br>15時00分 |    |              | 議長      | 西岡良祐 |                      |
| 応（不応）招<br>議員及び<br>出席並びに<br>欠席議員                    | 議席番号           | 氏 名                  | 出欠 | 議席番号         | 氏 名     | 出欠   | 出席<br>8名<br>欠席<br>0名 |
|                                                    | 1              | 田中良三                 | ○  | 5            | 瀧口一弥    | ○    |                      |
|                                                    | 2              | 向出 健                 | ○  | 6            | 石田春子    | ○    |                      |
|                                                    | 3              | 大倉 博                 | ○  | 7            | 杉岡義信    | ○    |                      |
|                                                    | 4              | 西村典夫                 | ○  | 8            | 西岡良祐    | ○    |                      |
| 地方自治法<br>第121条の<br>規定により<br>説明のため<br>出席した者<br>の職氏名 | 職              | 氏 名                  | 出欠 | 職            | 氏 名     | 出欠   | 出席<br>6名<br>欠席<br>0名 |
|                                                    | 町 長            | 松本 勇                 | ○  | 建設産業<br>課 長  | 川西隆次    | ○    |                      |
|                                                    | 総務財政<br>課 長    | 田中義信                 | ○  | 同和対策<br>室 長  | 増田好宏    | ○    |                      |
|                                                    | 企画観光<br>課 長    | 山本和宏                 | ○  | 住民課長         | 東 達廣    | ○    |                      |
| 職務のため<br>出席した者<br>の職氏名                             | 議会事務<br>局 長    | 藤田利則                 | ○  | 総務財政<br>課長補佐 | 前田早知子   | ○    |                      |
| 会 議 録<br>署名議員                                      | 3 番            | 大 倉 博                |    | 4 番          | 西 村 典 夫 |      |                      |
| 議 事 日 程                                            | 別紙のとおり         |                      |    |              |         |      |                      |
| 会 議 に<br>付した事件                                     | 別紙のとおり         |                      |    |              |         |      |                      |
| 会 議 の 経 過                                          | 別紙のとおり         |                      |    |              |         |      |                      |

# 平成25年第1回笠置町議会会議録

平成25年3月11日～平成25年3月26日 会期16日間

議 事 日 程 (第1号)

平成25年3月11日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件
- 第5 議案第1号 国民健康保険山城病院組合規約の変更の件
- 第6 議案第2号 笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件
- 第7 議案第3号 笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件
- 第8 議案第4号 公営住宅法に基づく町営住宅等の整備の基準に関する条例制定の件
- 第9 議案第5号 道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件
- 第10 議案第6号 道路法に基づく町道の道路標識の寸法を定める条例制定の件
- 第11 議案第7号 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件
- 第12 議案第8号 笠置町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定の件
- 第13 議案第9号 笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件
- 第14 議案第10号 笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第15 議案第11号 笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第16 議案第12号 笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第17 議案第13号 笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件
- 第18 発議第1号 笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件
- 第19 議案第14号 平成24年度笠置町一般会計補正予算(第6号)の件
- 第20 議案第15号 平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の件
- 第21 議案第16号 平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の件

- 第22 議案第17号 平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件
- 第23 議案第18号 平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件

開 会 午前9時30分

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

冒頭に申し上げます。

東日本大震災発生から2年が経過し、多くの方が犠牲となられ、まだ多くの方が行方不明になっておられます。その方々に対しまして追悼の意をささげたいと思います。黙禱をささげます。皆さん御起立願います。

黙禱。

（黙 禱）

議長（西岡良祐君） お直りください。御着席ください。

---

議長（西岡良祐君） 皆さん、おはようございます。

啓蟄も過ぎ、木の芽や冬ごもりの虫だけでなく、いろいろなものが新しい出発の季節を迎えようとしています。

本日、ここに平成25年3月第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまから平成25年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番議員、大倉博君及び4番議員、西村典夫君を指名します。

---

議長（西岡良祐君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月26日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。会期は本日から3月26日までの16日間に決定

いたしました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、議会報告を行います。

1月11日、セントノーム京都で町村議長会議長会議が開催されまして、出席いたしました。平成25年度事業計画及び予算等について審議いたしました。

1月23日、町村議会新任議員研修会が開催されまして、新任議員4名の議員が出席いたしました。

2月15日、京都府・市町村正副議長会研修会が平安ホテルで開催されまして、正副議長が出席いたしました。平成25年度の京都府予算等の概要について知事から説明を受けました。

2月22日、自治会館で町村議会議長会定期総会が開催されまして、出席いたしました。昨年度の決算及び本年度の予算を承認いたしました。また、全国町村議長会長及び京都府町村議長会長表彰が行われました。それに伴いまして、議会会議規則第121条の規定によりまして議員派遣を行いました。

以上、議会報告でした。

次に、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年3月定例会を開催いたしましたところ、全員の議員の皆さん方の御出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。また、議員各位におかれましては、御壮健にて御活躍をいただいております。敬意を表したいと存じます。

季節も3月に入りまして、少しずつ気温も上昇し、ここ最近は大変過ごしやすくなってまいりました。日本国内におきましても、政権交代後、政治・経済面におきまして、円安、株高など明るさも見えてきた昨今であるようでございます。よりよい結果となりますことを期待したいものでございます。

また、本日、先ほど議長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、折しも2年前、関東東北大地震におきましては、非常に大きい被害、また原発事故などがございました。その復興がおくれているようでございます。被害に遭われました皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。また、一刻も早い復興をお祈り申し上げる次第でございます。

平成24年12月以降の諸般の報告でございますが、1つには、平成25年1月の新年の

挨拶回りで、各種団体、府庁、振興局等意見を聞く中で、政権交代後の各自治体の積極的な事業への取り組みについて指導を受けてまいりました。平成25年度の前倒しを含め、早急に取り組みを、その準備を進めるよう助言を受けたところでございます。当町におきましても、町道の補修など、事業を積極的に進めるべく準備をいたしているところでございます。

2つ目には、各種出先の議会、山城病院組合議会、広域事務組合議会、中部消防組合議会、加茂笠置組合議会、相楽東部広域連合議会がそれぞれ開催されまして、専門分野で議論が交わされたところでございます。特に、相楽東部広域連合議会では、相楽東部広域連合3年の検証、テールアルメ擁壁及び周辺土地返上に伴う損害賠償請求事件について、また教育行政、7年後のごみ行政について質疑が交わされてまいりました。

厳しい財政状況下であります。住民サービスの向上を目指して、平成25年度予算を当議会に提案させていただきたいと思っております。

予算の概要は、平成25年度予算額は13億5,910万円で、対前年度1億310万円、8.2%の増となっております。国の緊急経済対策事業15カ月予算でございますが、6,150万円を加えると14億2,060万円で、対前年度1億6,460万円、13.1%の増であります。その内容につきましては、担当から説明をいたさせます。

歳入につきましては、町税が1億6,482万2,000円、対前年度265万9,000円の減額でございます。地方交付税は6億7,000万円、国庫支出金1億3,312万円、府支出金7,219万8,000円、財政調整基金繰入金5,000万円の皆増となっております。

今議会に提案させていただきます案件は、諮問案件1件、議案案件23件でございます。

よろしく御審議を賜り、原案御可決賜りますようお願い申し上げまして、諸般の報告といたします。

議長（西岡良祐君） これで諸般の報告を終わります。

---

議長（西岡良祐君） 日程第4、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件について御説明申し上げます。

現在、笠置町の人権擁護委員であります山本幸男氏が本年6月30日をもって任期満了に

なりますが、引き続き山本幸男氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見をお聞かせいただくものでございます。

平成9年3月から現在まで、人権擁護委員として長年御活躍をいただいております、引き続き推薦いたしたくお願いを申し上げます。

また、同じく笠置町人権擁護委員であります橋本順夫氏が本年6月30日をもって任期満了になります。今般、年齢要件により御退任いただきますが、平成19年7月から現在まで、人権擁護委員として特段の御活躍をいただいておりますことにつきましては、深く敬意を表する次第でございます。厚く御礼を申し上げます。

つきましては、その後任といたしまして、小林良光氏を推薦いたしたく御提案申し上げます。

なお、任期は平成25年7月1日から28年6月30日までの3カ年でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） おはようございます。議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求める。

平成25年3月11日提出。笠置町長、松本 勇。

山本幸男氏は、昭和18年7月31日生まれで、笠置町大字有市小字峠坂19番地の2にお住まいです。

小林良光氏は、昭和25年3月5日生まれで、笠置町大字笠置小字神宮山1番地にお住まいでございます。以上で説明を終わります。

議長（西岡良祐君） この意見というのは、この方が適任か不適任かの意見を求めるものでありますので、よろしく御承知ください。

これから意見を求めます。

まず、山本幸男君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決いたします。

この採決は挙手によって行います。山本幸男君はこれに適任である方は挙手願います。

（適任である方挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、山本幸男君は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は、適任と決定いたしました。



続きまして、小林良光君の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件を採決します。採決は挙手によって行います。小林良光君はこれに適任である方は挙手願います。

(適任である方挙手)

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、小林良光君は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求める件は、適任と決定いたしました。

なお、この旨を町長に答申いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第5、議案第1号、国民健康保険山城病院組合規約の変更の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第1号、国民健康保険山城病院組合規約の変更の件について提案理由を申し上げます。

公立山城病院の名称変更に伴い、国民健康保険山城病院組合規約を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） おはようございます。それでは、議案第1号、国民健康保険山城病院組合規約の変更につきまして御説明申し上げます。

2ページの新旧対照表をごらんください。

先ほど町長のほうが申し上げましたとおり、今回の改正は名称変更ということで、旧公立山城病院を京都山城総合医療センターに変えるものでございます。

なお、この規約は、京都府知事の許可のあった日から施行し、平成25年5月1日から適用するものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑につきましては、同一議題について3回までですので、申し添えておきます。

質疑はありませんか。西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

お聞きしたいのは、この名称を変えるに当たり、どんな名称がいいかということの公募をされました。その公募の結果を公表されたのかという点と、これに伴う費用は幾らかかった

のか、かかるのか、この2点お聞きします。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） お答えをさせていただきます。

名称変更につきましては、公募という形で名称を住民の皆さん方から公募をした結果、協議会の承認を経て現在の名称変更となるものでございます。

その予算等につきましては、私も議会には出ておりますが、山城病院組合議会の承認を得ての予算が通過をいたしているということを御報告申し上げておきたいと思っております。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 今質問させてもらった内容が、公表されたのかどうかという点と、その議会の中で承認をされた、そういう費用が幾らかということをお聞きしたんですけれども、町長のほうからその点のお答えがなかったように思うんですけれども、その辺はどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 公表はしております。

それと、その費用等につきましても山城病院組合議会の補正で承認を得ております。当議会からも2名の方が山城病院組合議員として出席をいただいております。実際の金額等については、私も資料を持ち合わせておりませんので、この場で返答はできません。議会の提案された内容については、資料を持ち合わせておりませんので、また後ほど御説明を申し上げたいと思っております。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号、国民健康保険山城病院組合規約の変更の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第1号、国民健康保険山城病院組合規約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西岡良祐君） 日程第6、議案第2号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件及び日程第7、議案第3号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件の2件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第2号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定並びに議案第3号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件につきましては、同様の提案理由でございますので、一括して御説明申し上げます。

今回の条例制定は、地域主権改革一括法が平成25年4月1日に施行されますことに伴い、介護保険法では第78条の4、第115条の14などの改正規定により、これまでの介護保険法等に定められていた指定地域密着型サービスの事業並びに指定地域密着型予防サービスの事業に関する基準等を市町村の条例で定めることとなったことから、新たにそれぞれの事業の人員、設備及び運営基準等について定めるものでございます。

施行期日は、平成25年4月1日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） この2つの議案につきましては、事前にお配りしております2種類の資料がございますが、その資料の説明にて説明をさせていただきます。

今、町長の提案理由にもございましたように、地域主権改革一括法の施行によるものという説明をされましたが、具体的には、その1つ目の資料で「地域主権一括法の施行に伴い云々」という表題のついた資料がございますが、その下に条例制定に当たっての概要というのがございます。その中に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律というくくりが可決されているわけございまして、このくくりの中に、別紙関係法令をつけておりますが、資料の一番最後に関係法令の部分があると思います。抜粋でございますが、介護保険法の抜粋という形で関係法令の写しをつけております。事前に配付させていただいております資料でございます。議案書ではないです。よろしいでしょうか。

その後ろに、介護保険法の抜粋ということで、まず上段に、第3節指定地域密着型サービス事業者、これが先ほど提案理由にありました78条の4、これが議案第2号に係る一番もとの改正条例規定でございます。この中に、いわゆる指定地域密着型サービス事業者を介護サービス事業で使う場合はこういう基準でつくりなさい、あるいは人数を配置しなさい、運営基準についてはこうですよということを市町村の条例で定めなさいというふうな改正がされているものでございます。

その下段の第7節指定地域密着型介護予防サービス事業者、これが議案第3号に係る分でございます。この中にも今と同じような形で、介護予防者の事業所を開設する場合はこういう基準で人数を配置しなさい、設備はこういう形で整えなさい、そういうふうな基準が書かれております。これが議案第3号に係る根拠法令となります。こういう状況の中で、今回、今まで法律で決まっておりましたものを改めて市町村の条例として制定するものでございます。

笠置町の条例として制定する場合には、資料の1ページ目に戻っていくわけですが、ほぼ国の基準どおりの内容でございますが、そこに笠置町独自の条文も設けております。笠置町独自の条文としましては、記録保存期間が、通常、国のほうでは2年間という規定をしておりましたが、5年間に延長しております。介護報酬過払いの返還請求権が5年間ということでございますので、それを延長しております。それから、事業申請者の資格要件として法人等を新たに規定しまして、笠置町暴力団排除条例に基づき、法人の役員等から暴力団員を除くという規定を盛り込んだ条例になっているというものでございます。

それから次に、議案の概要について御説明申し上げるところでございます。サービスの種類については、もう一種類の説明資料ということで、笠置町第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画の抜粋ということでお渡しさせていただいていると思います。そのページの最後のほうに、4、地域密着型サービスというくくりのページがあります。上段に文章が3分の1ほど書いてありまして、3分の2ほどが下段に表になっている部分でございますが、よろしいでしょうか。

その表を見ていただくと、大体概要をつかんでいただけたと思いますので、選ばせていただいたところでございますが、一番左端にサービスの名称というのがございまして、一番上に定期巡回・随時対応型訪問介護事業という、一番上のサービスから一番下の複合型サービスまで8つサービスがございます。これのサービスそれぞれに、先ほど言いました設置基準なりを定めた条例であるということをつかんでいただけたらいいかと思っております。

この8つ全てが要介護者の利用に伴うものでございまして、議案第2号に係る部分はこの8つ全てが含まれております。それから、議案第3号といたすのが要支援者を対象にしたものでございますが、上から3つ目、4つ目、5つ目が要支援者、議案第3号に係る部分で、再度規定をしているというふうな2つの議案の体系になっております。サービスの今の名称と内容につきましては、この表で右のほうにサービスの内容というふうに、本当の概略でございまして書いておりますので、それを参照にいただければ、わかりやすいのではないかと思います。こういうことで議案それぞれのサービスごとに決定していると。

もう一つ説明させていただきたいのは、このサービスについては、笠置町は第5期、24年度から3カ年、平成24、25、26年度の事業計画書なんですけど、笠置町としては事業を見込んでおりません。ただし、必要性があると認められる方につきましては、そういう施設への入居を推進するというところでございます。当然、施設も笠置町内にはございません。町外にある施設を利用するわけでございますが、必要性が出てくる人が該当する必要がある場合、事業者の申請により笠置町の施設として指定する必要性が生じてくるものでございまして、そのときの基準として定めておく必要があるというものでございます。今回の条例制定につきましては、そういう必要性から制定させていただいたということになります。

それから、もとの資料の2枚目になると思います。(1)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等、それから中段に(2)、同様の予防事業に係る基準等ということで分けております資料でございまして、上のほうに編みかけております人員、設備、運営基準と、そういう3種目の基準を、先ほど説明させていただきましたサービス事業ごとに決めているというものでございます。

細かな説明は省かせていただきますが、例えば人員基準につきましては、従業者の職種、オペレーターであったり、看護師であったり、保健師であったり、そういう人の人員数。それから、常勤管理者と書いてありますが、これは該当するサービス全部に対しての基準でございまして、設置義務、常勤管理者は設置しなければならないというふうな規定を書いている。それから、事業によっては事業者の代表者がそれぞれおりますが、その代表者になり得る要件というものを規定しているというふうなものでございます。

次の設備基準につきましては、施設の設備の要件です。そこには消火設備等々書いております。

それから、運営基準につきましては、記載しておりますとおり、利用者への十分な説明と同意、身体的拘束等の禁止等々を書いているところでございます。

先ほど言いましたように、この規定につきましては、もとは既に国のほうで決まっております内容をそのまま町の条例としてさせていただいたところでございますが、町独自に決めた部分については、先ほど言いましたように、記録保存期間が2年でございましたので、5年間に延長させていただいている。それから、笠置町暴力団排除条例に基づいて、法人等の資格の要件を追記させていただいたというふうな構成になっております。概要の説明は以上で終わらせていただきます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。

質疑はありませんか。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

今回の議案は、地域密着型サービスということで、その名のとおり地域に密着した介護サービスということです。さっきの説明、さきの12月議会の答弁でも、町内では対象となる施設はないとお答えをいただいておりますが、町独自で条例制定するわけですから、やはり町独自の地域密着型サービスの施設をつくる必要があるではないでしょうか。笠置町は特に高齢化率が突出しています。そういう状況も踏まえれば、やはり独自の施設が必要だと考えますが、いかがでしょうか。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問につきましては、本来、町直営の密着型サービスというのはほぼございません。ないとは確認しておりませんが、ないものと認識しております。まず、民間の事業者がこのサービスをしたいということで申請されるに当たって、こういう要件を備えてなければ町の介護保険事業としての請求はできませんよという内容でございまして、現実的に笠置町がこの施設をつくることというのは、可能性としては今のところ考えておりません。事業者が笠置町にできる見込みも今のところないというふうに認識しております。利用者につきましては、現存している町外の施設がございます。町外の施設でその利用するに当たっての基準を定めるものでございまして、事業者が笠置町内に建てたいという申請があれば、当然それに対応して個々に対応はさせていただくところでございますが、今の現在の状況はそういうことでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

この制度は、今年度の介護報酬改定の目玉として、24時間対応できるこのような定期巡回・随時対応型訪問介護を導入されました。今後、ひとり暮らしの高齢者を支えるこの制度

の重要性は増すものと思いますが、京都府下でこれを採用されているのはまだ2市町村だけとお聞きします。問題となっておりますのは、巡回対応サービスを重ねても介護報酬は一定であること、また、随時受け付けるオペレーターの方まで資格が要ることが大きな壁になっているとお聞きをします。介護報酬は国の制度でありますので仕方ないと思うんですけども、オペレーターの配置の仕方、これは町独自として柔軟に考えることはできないのか、その辺をお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問で、町独自の運用基準をできないかという内容につきましては、制度が今始まったばかりで、それを改正することによって責任問題がどうなるのか、それから、施設設置をするときの基準をそこまで緩めて介護報酬が請求できるのかどうか、そういうふうな検証が必要かと思っておりますので、現時点での答弁は控えさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 先ほど、事業者から手を挙げれば対応も考えたいというお答えをいただきました。第6次高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画では、地域密着型サービスについて、本町では利用対象者の総数が少ないことなどから、事業者の参入が見込めず、今期において地域密着型サービスの供給は見込んでいませんとあります。利用対象者の総数が少ないとありますが、和束町や南山城村など近隣の市町村からの利用も考えて、笠置町に施設をつくることも考えられるのではないのでしょうか。事業者の参入が見込めずとありますが、これまで町として事業者の参入を検討されたことはございますでしょうか、お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 事業者の参入を町が推進するという立場は今現在とっておりません。事業者が設置を希望される話につきましては、以前若干あったような記憶がありますが、その当時の担当課長ではありませんでしたので、詳細な内容はしませんが、グループホームの建設について話が上がったことはあります。もうかなり昔の話でございます。お答え、それでよろしいでしょうか。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番議員、大倉です。

こういった施設は、ことし、たしか長崎県でしたか、老人の方が何人か火災で亡くなられた施設、これがそうですね。たしかそうだったと思うんですけども、この前、西岡議長が

京都府に行かれて、京都府の予算でも25年度当初予算及び2月補正で、10ページに大きく京都式地域包括ケアということで、3大プロジェクトを書いておりますけれども、認知症プロジェクト、リハビリ支援プロジェクト、あんしんプロジェクトと、京都府としてもこういう施策を大きく2ページに書いてやっておりますが、笠置町も京都府に倣ってというか、やられる予定ですね。それでいいんですね。

そこで、ニュアンスがちょっと違うかもわかりませんが、昨年の平成24年10月11日の毎日新聞なんですけれども、いこいの館ばかり我々は議論していましたが、町長は最後のほうに、この新聞では、町直営のデイサービスセンターも社会福祉法人や医療法人に運営を移譲する方針と書いておりますが、もしよかったらこの説明をしていただけませんか。

議長（西岡良祐君） 松本勇君。

町長（松本 勇君） 大倉議員に答弁させていただきます。

新聞報道が一部されたようでありますが、こういったこともいいなということをたしか申し上げた記憶があります。ただ、現在行っておりますデイサービス事業、これは町の直営でやっております。町の直営でやっている市町村は、現在、近隣では笠置町だけだと私は承知しております。やはり平成24年度決算におきましては、まだ出てはいないんですが、多分赤字になるであろうと予想されます。そういったことから、デイサービス、いろんな施設についても、民間でできるところは民間でお願いしたほうがいいのではないかと申し上げたことがございます。

しかし、あくまでも町の直営であり、町有財産であります。即民間の医療法人あるいは福祉法人にお願いするというわけにはまいらないと思います。やはりいろんな過程を経た中で、皆さん議会の同意も得た中でやっていかなければならないのはよく承知をいたしておりますが、私のこれからの笠置町のあり方については、そういったことも当然考えていくべきであろうということで申し上げました。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番議員、大倉です。

今、大体説明を受けましたけれども、今、町で一番頑張っておられる方、デイサービスの女性の方ですね。本当に狭い道とか、介護でそういう姿をよく見るんです。だからそういう方が、こういうことが載るといことは、我々が首を切られるのではないかと心配されるんです。そういったことは説明なりされたことはありますか、職員に対して。



議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） そういったことはありません。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） そういったことというのは、今言いましたように、アルバイトで職員が来られる方の首を切るとかそういう、民間委託になれば一旦チャラになるわけですね。だからその辺のところをちょっと。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 具体的な話はまだまだ出ておりませんので、町がそういう業者を選定するということは、公募という形をとっていただろうと思います。そういう業者が決まった中で、現在のいこいの館も同じかとも思うんですが、そういう業者と、今現在笠置町が抱えております職員との直接な話し合いも当然されるだろうと思います。

ただ、笠置町、我々といたしましては、現在勤めていただいております職員は、その職場にも、また利用者にも顔なじみであり、介護サービスに精通した方であると思います。そうした方が、業者がかわっても当然必要なものになるのではないかなど、そういうことから、私はまだそこまで議論するのはちょっと早いのではないかと、そういう気持ちであります。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第2号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第2号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第2号、笠置町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関す

る基準等を定める条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第3号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第3号、笠置町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第8、議案第4号、公営住宅法に基づく町営住宅等の整備の基準に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第4号、公営住宅法に基づく町営住宅等の整備の基準に関する条例制定の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により公営住宅法が一部改正され、従来国土交通省令で定められていた公営住宅等の整備基準が条例委任されたため、この条例を制定するものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(川西隆次君) 議案第4号、公営住宅法に基づく町営住宅等の整備の基準に関する条例制定の件の御説明を申し上げます。

ただいま町長の提案理由の説明にもございましたが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の制定によりまして公営住宅法が改正され、従来国土交通省令で規定されておりました公営住宅等の整備基準について、これが条例委任という形になりました。これに伴いまして本条例を制定するものでございます。

国土交通省令で定められた参酌基準及び京都府制定の公営住宅法に基づく府営住宅等の整備の基準に関する条例に基づき制定するものとなっておりますが、本条例は参酌基準どおりとしております。

次のページ、条文のほうをごらんいただきたいと思います。1 ページで、第1章総則といたしましては、第1条で趣旨、第2条では健全な地域社会の形成、続きまして第3条で良好な居住環境の確保、第4条で費用の縮減への配慮というものが規定されております。

第2章では、敷地の基準ということで、位置の選定、次のページに移りますが、敷地の安全等が規定されております。

次の第3章では町営住宅等の基準、第1節で町営住宅の基準、第7条で住宅等の基準、第8条で住棟の基準、第9条で住宅の基準、第10条では住戸の基準が規定されております。それから、第11条では住戸内の各部ということで、中の基準が規定されております。第12条で共用部分についての基準、第13条では附帯施設の基準が規定されております。第2節におきましては共同施設の基準ということで、児童遊園、集会所等の基準が規定されております。

4 ページに移りまして、最後の雑則ということで、「この条例の定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。」という規定になっております。後ろのほうに規則を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

附則といたしまして、施行期日は、この条例は平成25年4月1日から施行するということ。それと経過措置といたしまして、「この条例に定める公営住宅等の整備に関する基準は、この条例の施行の日以後に設置される公営住宅等に適用し、同日前に設置された公営住宅等については、なお従前の例とする。」という規定となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。杉岡義信君。

7 番（杉岡義信君） 7 番、杉岡でございます。

ちょっとお聞きしたいんですけども、第3条、良好な居住環境の確保ということで、町営住宅等が安全、衛生、美観等を考慮し、かつ入居者等にとって便利で快適なものとするようにするという形を書いています。現在、奥田団地、後谷団地、有市団地、この中で、この条例にちょっとはまらんとところがあるん違うんか。衛生面についてはまらんとところがあるん違うかなと思うんですけども、課長は、この条例は、各団地に4月1日からこれに当てはまる条件があるとお思いですか。そこのところをお願いします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えします。

現在の住宅は、この条例には当てはまっているとは言えない部分も確かにあるかと思いますが、先ほどこの条例のところで御説明申し上げましたように、この条例につきましては、現在ある住宅ではなしに、今後、建てかえとか新設を行う住宅について適用ということになっております。

ただし、ただいまおっしゃいましたように、現在ある住宅につきましても、この条例は直接適用されませんが、適用できていないようなところにつきましては、できる限り修繕とかをしていきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 今現在建っているものについては適用していないところもあると、しかしながら、今後建てるものに対してはこの条例で施行するということね。将来、何カ年計画で住宅新築を計画されているんですけれども、その計画は近々この条例にのっとりた住宅の建物を建てる予定があるんですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 杉岡議員の御質問でございますが、町営住宅の建設につきましては、杉岡議員より何回となく御質問をいただいております。町といたしましても、できることなら新しい町営住宅をと考えるところでございますが、いろんな条件もございますので、なかなかそこまでに至っていないのも現実でございます。

しかし、これからの活性化を図るためには、そういったことも必要であるということも十分に考えながら、これからのまちづくりをやってまいりたいと、こんなふうに思います。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 私も一般質問でこういうことをお聞きしたことがあるんです。今、有市団地においては、まばらで入居者が少ないと。だから、一番古い団地から潰して更地にしておいたら、何かあった事態に、その更地を利用して次のものを建てられるという形を私は一般質問したことがあるんですけれども、そういう形の中で前向きに考えていただきたいと思っております。終わります。

議長（西岡良祐君） ほか。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

先ほどの話とも重なる部分があるんですが、現在の建物には適用しないということですが、

町営住宅の中には、建てられてから年月が大分経過したものもあると思います。そうした町営住宅の老朽化とか、また建てかえ整備の必要性というのはどうなっていますでしょうか、お聞きをいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、先ほどもございましたように、現時点では建てかえの計画などはございません。今後必ず必要であると思いますので、その計画を策定する方向には向いていきたいと思いますが、建てかえとか、先ほどもお話にもありましたけれども、取り壊しというのもございますので、それを総合的に考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

新しい条例を見ますと、今の町でなかなかこれに合致した、例えば位置の選定でも、災害の発生のおそれが多い土地とか、要するに日用品が近くにあるとか、なかなか場所の選定が新しくなる場合は難しいと、この条例ですよ、新しいのは。経過措置は杉岡議員とかおっしゃっていますけれども、経過措置でこれは適用されないと附則で書いていますけれども、新しい条例を受けた場所の選定というのは確かに難しいと思いますけれども、そういった考え方はありますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

回答になっているかどうかわかりませんが、あくまでも今回の条例制定につきましては、国の基準というのがありまして、それがなくなるというか、国ではこの辺の縛りがなくなるということで、独自に町で条例を制定しなければならないということになっておりますので、現時点では、細かいことがたくさんあるかと思いますが、現在生きている規定を適用して、4月1日からということにしております。先ほどの御質問にもございましたように、ちょっとどういう答えをさせていただいたらいいのかわかりませんが……。

いろんな防災の面をとりましても、今の時点で考えますと、なかなか場所というのも限られてきておりますけれども、条例ということで、スタートした条例はこのようなことになっておりますので、御了承いただきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 今の答弁はなかなか難しいと思うんです。

それで、今現在、町営住宅では74戸あるらしいですね。この前課長に聞きますと、有市地区では74戸のうち36、奥田が28、中村が10戸、そのうち有市地区で半数以上が、36のうち、あきが19だということなんです。奥田は28あって6あき、中村が10あって1あきなんだけれども、特に有市地区の36のうち19あきがあるということは、考えられることは、やはり駅から遠いとか、いろいろあると思うんですけども、どういうことが考えられますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 私がこの前お答えいたしました数字が間違っていたかもしれません。有市住宅36戸につきまして、入居が19で空きが17、余り変わりませんが、確かに有市住宅に限らず奥田住宅も含めまして、大体定期募集で3カ月に1回、ずっと募集をしておりますけれども、ここ2年ほどは全く入居希望の方がおられません。やはり今御質問にありましたように、近くでもなかなかありませんので、遠くにおきましては今のところ全くないような状況でございます。

今後は、これにつきましてはできるだけ2カ月とか、ずっとあいているところにつきましては、継続した定期募集というのも考えておりますけれども、今の質問のお答えにつきましては何とも言えないところがあります。やはり産業とかいろんなものに絡んできているところ、職場、そんなことが多々あるかと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

以前から、随分昔に議論があった話みたいなんですけれども、町営住宅を払い下げとか、そういった話も昔あったということを知っております。例えば有市地区で、笠置会館の上のほうに、普通の住宅みたいに2戸1にしたのが3カ所ありますけれども、今1軒だけ入っておられると聞いております。だからこういったところを、できたら新しいうちとか、例えば払い下げするとか競売するとかというようなことをされたらどうかなと思うんです。つくことも大事なんですけれども、インフラ整備もやっていなかん。こういう入居率が悪いところは例えば競売をやるとか、できるかどうかわかりませんが、払い下げということはどうですか。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 町営住宅もかなり老朽化をいたしてきております。これについて払い下げですとか、あるいは壊して更地にして駐車場に利用するとか、いろんな利用方法があろう

かと思えます。そういったこともこれからやはり積極的に考えていかなければならないだろうと思えます。

しかし問題は、現在の笠置町の過疎化をとめるためには、人口をふやしていくということが急務であろうかとも思えます。こういったことも含めて、まちづくり全体から住宅問題も考えていくべきだろうと。また空き家対策等も含めて活性化策を考えているところでございます。これからの笠置町のまちづくりについて、そして人口問題について、住宅問題について、それぞれ個々にも、全体のまちづくりについて考えていきたいと思っております。よい案がありましたら、また御提案をいただいたらありがたいと思えます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第4号、公営住宅法に基づく町営住宅等の整備の基準に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第4号、公営住宅法に基づく町営住宅等の整備の基準に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより15分間休憩いたします。

休 憩 午前10時45分

再 開 午前11時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第9、議案第5号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件より日程第11、議案第7号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件までの3件を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第5号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件、議案第6号、道路法に基づく町道の道路標識の寸法を定める条例制定の件、議案第7号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により条例の制定が必要となった道路に関する条例でございます。

道路法及び道路構造令が一部改正されたことによる構造基準を定める条例及び道路標識の寸法を定める条例、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことによる町道の構造に関する条例の3条例でございます。いずれの条例につきましても、各省令等の基準を参酌して定める必要があるため、3つの条例ともに参酌基準どおりの内容となっております。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君）　ただいま町長の提案理由の御説明にございました道路に関する条例3条例の御説明を申し上げます。

最初に、議案第5号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件の御説明を申し上げます。

先ほどの住宅にもございましたが、上位法は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の制定によりまして道路法及び道路構造令が一部改正されたことにより、笠置町が管理する町道を新設または改築する場合における構造の技術的基準を定めるためのものでございます。法律等の改正により、これまでは国が定めていた基準について、道路構造令で定められた基準でございますが、この道路構造令で定められた基準が参酌基準ということで、それが提示されておりました。それに基づいて町が定めなければならないということになっております。今回の条例案の内容につきましては、いずれもこの項目の参酌基準どおりとなっております。

次のページ、1ページの条文のほうをお願いいたします。

第1条といたしまして趣旨、ただいま私が申し上げましたことが書いております。それから第2条では定義、その次、第3条の車線等から9ページの42条までは、各道路の構造、その部分の基準、規定、また速度等の数値が規定されております。いずれにつきましても、先ほども申しましたけれども、現在あります道路構造令に関する基準のとおりとなっております。

9ページの43条におきましては、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるということになっておりまして、最後に参考といたしまして条例施行規則を添付しております。



附則といたしまして、施行期日は、この条例は平成25年4月1日から施行するということになっております。

続きまして、議案第6号、道路法に基づく町道の道路標識の寸法を定める条例制定の件の御説明を申し上げます。

同じく地域主権一括法の施行によりまして道路法の第45条が改正されまして、町道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識等の寸法については条例で定めなければならないこととされました。このため、国土交通省令で定められました標識令の、これも参酌基準というのがございまして、それで定めるということになっております。この条例も同じく参酌基準のとおりの内容となっております。

次のページの条文、1ページをお願いいたします。第1条、趣旨につきましては、今御説明申し上げました内容でございます。第2条の定義につきましては、用語の説明となっております。第3条、案内標識等の寸法につきましては、第3条では各標識ごとの寸法を定義しております。4ページ、5ページに別表ということで、案内標識、警戒標識、6ページには補助標識板の規格が書いております。このことを第3条で規定しております。

3ページに戻りまして、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するということになっております。

続きまして、議案第7号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件の御説明を申し上げます。

この条例につきましても、地域主権一括法の施行によりまして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されましたことに伴い、道路の新設、改良、管理に関しまして適合努力義務というのが課せられまして、これにつきましても、国土交通省令で定められました参酌基準に基づいて条例を制定するものでございます。本条例につきましても、その内容は参酌基準のとおりとなっております。

次のページ、1ページをお願いいたします。総則といたしまして、趣旨ということで、この目的、今私が申しました目的が書いております。第2条におきましては、この条例で用います用語の定義が書いております。

次のページ、2ページ、第2章、歩道等ということで、歩道等に関する基準が規定されております。3ページにおきましては、第3章、立体横断施設ということで、この規定がされております。

第4章におきましては、乗合自動車停留所という規定があります。

次のページですが、4ページ、第5章では自動車駐車場という規定を設けております。次の5ページにおきましては、移動等円滑化のために必要なその他の施設等というのがあります。

最後の第7章の雑則におきましては、6ページに移りますが、この条例の施行に関して必要な事項は規則で定めるというふうになっております。その後ろのページ以降に規則案を添付しております。

附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというふうに規定しております。

先ほど住宅のところにもございましたが、この道路の3条例ともに、国の基準等が今まで定められていたものが、町のほうで定めなければならないということになっております。4月1日以降に国の基準という規定するものがなくなりますので、町のほうで定める必要がございますので、この提案をさせていただいております。特に議案第7号の移動等円滑化の条例につきましては、中身につきましては、現在、町にはこのような施設がないものもたくさんございますが、あくまでも国の規定がなくなりますので、スタートといたしまして、現在参酌基準というのを示されておりますので、そのとおりに定めているものでございます。以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。

質疑はありませんか。杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

一括質疑ということで、これもまた、こういう条例は本当にいいことばかり書いてあるんです。笠置町においては、特に有市地区においては、勾配のきついところ、登坂車、これにも書いてあるように、それは表示せいということも書いていますし、その間においては、100メートル、150メートル以上、1台が通ったら離合もできない。特に私が一番思うのは、デイサービスの方が、どことは言いませんけれども、そういうところを利用されるときに、かなり慌てて人を乗せているという経過があるんです。そういう人を乗せるときに慌てて乗せたら、何かのときに事故でもあったら大変だから、その何百メートル、車が1台しか通れないところにおいては、離合する場所、これも必要ではないかと思うんです。その点について、課長は笠置町全体の道路幅がどういう状況であるかということ把握されていると思うんです。だから、そういうときに、ここはこういう形でしなければならない、していかなければならないという考えは今まであったんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

現在まで、今おっしゃいました笠置町全体が、先ほど申しましたような国が定めております道路構造令にのっとりたような道路というのはほとんどないのが現実でございます。今までも改良につきましては、可能な限り対向ができるという退避所という形で考えております。なかなか用地の問題、いろんな建物が現在あったり、いろんなことがありまして、できないところがほとんどでございますが、新設以外の道路というのが、特に生活道路で狭いところばかりかなと思いますが、今後改良していくに当たりましては、できるだけ退避所、特に退避できないところの距離が長いところにつきましては、考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長、場所的に、今考えていくということで、どういうところがどうなっていますかという場所的に案内せよということであれば案内しますので、ぜひそういう考えで前向きにやっていただかないと、我々高齢者、そしてまたそこに従事するデイサービスの方、本当はかなり激しく動いておられる。そういう人たちのためにも、やっぱりゆっくりと仕事ができるような場所を提供してやってほしいなど、こういうふうに思うわけでございます。答弁は結構です。要するに場所を案内せよということであれば、いつでも案内します。

議長（西岡良祐君） 6番、石田春子さん。

6番（石田春子君） 6番、石田です。

先ほどからいろいろ、国から決められた条例となっておりますけれども、条例は笠置町で変えることができるんですか。ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、町の条例でございますので独自に変えていくことはできます。ただ、先ほどから何回も申し上げておりますように、参酌基準というのがありまして、独自にやるというんでしたら、その参酌基準もなくなるのかなとは思いましたが、現在のところ全く今の法律のとおりのような参酌基準になっておりますので、あくまでもそれを参考にして、もしそれを変えていくようであれば、そういう理由をきっちり考えてくださいということです。ただ、一番最初に申しましたけれども、今後は見直していく必要が十分あるかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子君。

6 番（石田春子君） それだったら結構ですけれども、国で決められたものを町で変えていくんだったら、何も国の条例を聞かなくてもよいと思いますよ。どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほど申しましたけれども、現時点では、国の規定がなくなる時でございますので、参酌基準を参考にして定めよということしか国のほうの指導がありませんので、今後は場所によりまして大きく変えていく必要があるかと思えます。先ほどからいろいろありますが、道路構造令というのは、かなり平均的なことを言っておりますので、広い場所をある程度想定しているのではないかと思います。笠置町のように勾配のきついところもありまして、また狭い道が多いところにつきましては、その規定では、とてもそのまま規定どおりには行けないところというのが多々あると思えますので、その辺はまた京都府、国の指導を仰ぎながら変更していきたいと考えております。以上です。

議長（西岡良祐君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第5号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第5号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第5号、道路法に基づく町道の構造の基準に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、道路法に基づく町道の道路標識の寸法を定める条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第6号、道路法に基づく町道の道路標識の寸法を定める条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第6号、道路法に基づく町道の道路標識の寸法を定める条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第7号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第7号、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく町道の構造に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第12、議案第8号、笠置町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第8号、笠置町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定の件の提案理由を御説明申し上げます。

今回の条例制定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定により水道法が一部改正され、これまで法令で規定されていた基準の一部について、国が定める基準を参酌した上で地域の実情に応じて条例を定めることとされたことから、この条例を定めるものでございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長(川西隆次君) 議案第8号、笠置町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定の件の御説明を申し上げます。

先ほどから何回も出ておりますが、この条例につきましても、地域主権一括法の施行によりまして水道法が改正されました。これまで法律で規定されていた基準の一部について、

国の基準を参酌して条例で定めることとされたために、本条例を制定するものでございます。内容につきましては、先ほどと同じように参酌基準どおりの規定としております。

次のページをお願いします。ページ番号が書いてないかと思いますが、1ページ目なんです。条例の第1条といたしまして、今、私が申しましたような趣旨が書いております。それから第2条には、布設工事監督者を配置する工事ということで、工事の内容の定義をしております。続きまして、第3条では布設工事監督者の資格ということで、1号から次のページの8号までにわたりまして監督者の資格を定めております。続きまして、水道技術管理者の資格ということで、第4条におきまして、管理技術者になるための資格を定めております。最後のページになりますが、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行するというふうにしております。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第8号、笠置町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第8号、笠置町簡易水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第13、議案第9号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第9号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について提案理由を申し上げます。

今回の改正は、日直手当を国の基準に合わせる条例改正を行うものでございます。よろし

く御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第9号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件について御説明申し上げます。

今回の改正は、先ほど町長の申しあげましたとおり、宿日直手当の分につきまして、国の基準に合わせるという部分で、関係条文を変更させていただきたいということで、従来の4,400円の宿日直手当を国の基準の4,200円に変更するものでございます。よろしくようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。2番、向出健君。

2番（向出 健君） この案の額について、職員団体とかその代表等との合意というのはなされていきますでしょうか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。笠置町の職員組合には報告をしております。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 合意は得ていないということですか。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいまの質問でございます。合意ではなしに、あくまで報告して、組合の委員長が了解したと、そういうことでございます。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は、挙手によって行います。議案第9号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第9号、笠置町職員の給与に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第14、議案第10号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部

改正の件より日程第16、議案第12号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件までの3件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第10号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正、議案第11号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正並びに議案第12号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件につきましては、同様の提案理由でございますので、一括して御説明申し上げます。

今回の関連いたします各医療費の支給に関する条例の一部改正は、平成24年9月より、京都府の福祉医療助成事業におきまして、訪問介護ステーションの利用に係る訪問介護医療費が助成対象に拡充されましたことにより、笠置町の関連いたします各医療費の支給に関する条例におきまして、支給対象医療機関として明確にするものでございます。

施行期日は平成24年4月1日でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 議案第10号から御説明申し上げます。新旧対照表のほうでお願いいたします。

笠置町福祉医療費の支給に関する条例につきましては、先ほど提案理由にございましたように、健保法に定める訪問看護ステーションの保険医療分に係る医療費につきまして、昨年、平成24年9月から京都府の補助対象として拡充されたところでございます。笠置町の条例につきましては、保険医療部分ですので、全く昨年9月から対象にならないという意味ではなくして、保険医療機関として拡充された医療機関を明確にすることが、今後いろんな場面においてははっきりするだろうということで、今回、明確にその拡充された医療機関を規定するものでございます。

具体的には、この福祉医療費につきましては、第4条でその医療機関の定義が記載されておりまして、今回対象となりました健保法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者を新たに追記、明記させていただいたと。そのほかの文言は整理でございますので、省略をさせていただきます。

続きまして、議案第11号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正でございまして、これも新旧対照表を見ていただきまして、内容につきましては、この児童医療費につきましては、第2条のほうで保険医療機関等の定義を記載しております。先ほどと同じ理由に



よりまして、所要の改正をさせていただいたところでございます。

続きまして、議案第12号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正につきましても、新旧対照表のほうをごらんいただければ、第5条の現物給付という項目の中で保険医療機関等の定義が記載されておりました、所要の改正をさせていただいたところでございます。以上でございます。

(「議長、ちょっと訂正があります」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) すみません。先ほど提案理由の中で、施行期日は平成24年と申し上げたと思いますが、平成25年の誤りでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

議長(西岡良祐君) ちょっと説明します。議案第11号の2ページ目の笠置町児童医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)、この文章の中の下から2行目、「医療取扱機関」が時期の「期間」になっているので、「機関」に訂正してもらいたいと思っております。新旧対照表、その改正後の案も「医療取扱期間」となっていますので、修正願いたいと思っております。住民課長、それでよろしいですか。

住民課長(東 達廣君) はい。

議長(西岡良祐君) これから質疑を行います。質疑についても一括質疑で行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これで質疑を終わります。

議案の順に討論、採決を行います。

まず、議案第10号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第10号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第10号、笠置町福祉医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第11号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第11号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件の討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第12号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第12号、笠置町老人医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第17、議案第13号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第13号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件についての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、障害者自立支援法の名称変更に伴う関係条例の改正を行うものでございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長(田中義信君) 議案第13号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正につきまして、御説明申し上げます。

一番最終の2ページでございます。新旧対照表の中で、先ほど町長のほうから提案説明が

ありましたとおり、障害者自立支援法の名称変更、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という名称変更に伴います関係条例を改正するものでございます。第5条第12項を第11項に変更しております。

なお、この条例の施行期日でございますけれども、名称変更にかかわる分につきましては平成25年4月1日から、第12項を第11項にするのは平成26年4月1日からの施行となっております。よろしくお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第13号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第13号、笠置町消防団員等公務災害補償条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第18、発議第1号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。石田春子君。

6番（石田春子君） 発議第1号、提出者、笠置町議会議員石田春子、賛成者、笠置町議会議員田中良三、大倉博、西村典夫、瀧口一弥、杉岡義信、向出健。

笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

議員の報酬は、議長、副議長、議員別に支給するものとし、その額はそれぞれの各号に定めるところによる。議長月額28万円を27万円に、副議長月額20万円を19万円に、議員月額18万円を17万円に。

提案理由について、当町においては、超高齢化社会を迎えまして、地方財政が一段と厳し

さを増す中で、議員の報酬の減額については、以前から全員協議会で協議をしてまいりました。町の財政の逼迫等によりまして、また請願でも提出されております子ども医療費の無料化等に対し減額分を充当していただきたいということで、平成25年4月から減額したいと思います。よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） この件につきまして、質疑、討論を省略してよろしいですか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。発議第1号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、発議第1号、笠置町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

これより暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時45分

再 開 午後 1時00分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） まず最初に、先ほど西村議員から質問のあった議案第1号、国民健康保険山城病院組合規約の変更の件についての質疑の答弁がわかったそうですので、回答してもらいます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、先ほど山城病院組合規約の変更に伴いまして、それにかかわる経費が予算でどれぐらいかという質問を西村議員からいただきました。調べましたら、山城病院の平成24年度の第2号補正で1,075万4,000円を計上しております。

以上でございます。

---

議長（西岡良祐君） 日程第19、議案第14号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第14号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件に

ついて提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額13億6,731万4,000円に歳入歳出それぞれ4,038万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億769万4,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、国の補正予算に伴う道路構造物等維持保全事業等に6,150万円で、それ以外では、補助金等の確定、執行見込み及び不用額等を精査した補正となっております。

なお、先ほど申し上げました国の補正予算に伴う事業は繰越明許費として計上いたしております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） それでは、議案第14号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の趣旨説明を行います。

今回の補正額につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、4,038万円を追加いたしまして、歳入歳出の予算をそれぞれ14億769万4,000円とするものでございます。

それでは、予算書案のページに従いまして御説明させていただきます。

まず、8ページをお願いします。

先ほど町長のほうからありましたとおり、繰越明許費としまして、それぞれ土木費の道路橋梁費で5,000万円と1,150万円を繰越明許として計上しております。

続きまして、9ページでは、それに伴います地方債ということで、限度額を3,460万円から5,640万円、2,180万円の増を計上しております。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

13ページをお願いします。

まず町税で、町たばこ税としまして、今後の見込み額を精査いたしまして、40万7,000円の減額となるものでございます。

続きまして、6款地方消費税交付金及び9款地方特例交付金につきましては、それぞれ確定した数値に基づきまして、それぞれの額を減額させていただいております。

続きまして、12款の使用料及び手数料につきましては、衛生手数料としまして、し尿汲取券販売手数料を、今後の実績見込み等を勘案いたしまして50万円の減となっております。

続きまして、13款の国庫負担金、民生費国庫負担金では、障害者自立支援給付事業、福

祉サービス利用の増及び障害児施設措置費としまして50万円、次のページへいきまして、子ども手当の負担金を実績見込みとしまして110万4,000円の減となって、合計で7万9,000円の減となっております。

続きまして、国庫支出金の国庫補助金で、衛生費国庫補助金では、浄化槽の設置整備事業交付金としまして、設置見込み数の減によりまして52万5,000円の減額。土木費国庫補助金としまして、社会資本整備総合交付金で社会資本整備総合交付金2,451万円の減額、これは笠置山線が主なものでございます。社会資本整備総合交付金の予備費分としまして195万円、これは12月補正で計上いたしましたものでございます。続いて補正分としまして、今回、国の補正に伴います国庫補助金としまして3,997万5,000円を計上しております。

次に、交通安全事業地区一括統合交付金で5万円を計上しております。これは、12月補正では、経済危機対応の活性化補助金として195万円を計上しておりましたが、実際200万円ですので、その差額分の5万円を計上しております。

総務費国庫補助金としまして、社会資本整備総合交付金122万4,000円を減額しております。これは耐震改修にかかわります部分で、本格改修分で90万円、簡易改修で30万円、耐震診断で2万4,000円、それぞれ減額しております。

府支出金で、民生費府負担金につきましては、先ほどの国庫負担金と同じ項目の障害者自立支援給付事業としまして26万3,000円の増。次に、15ページの老人福祉費負担金につきましては、後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴いまして19万5,000円の減額。また、子ども手当負担金につきましても、先ほど申しあげましたとおり、実績見込み等を勘案しまして30万9,000円の補正となっております。

次に、府補助金でございます。総務費府補助金としまして、京都府住宅耐震診断事業費補助金1万2,000円の減額、また、改修事業の補助金としまして60万円の減額、これは先ほどの国庫の部分と同様でございます。次に、京都府行財政改革支援等特別交付金としまして658万円を計上しております。これは内示によるものでございます。

民生費府補助金の隣保館運営費につきましては、確定数値に基づきまして130万8,000円の減額。障害児者医療費助成及び障害者自立支援医療特別対策事業補助金につきましては、10万円、1万8,000円のそれぞれ増となっております。

衛生費府補助金の浄化槽設置整備事業補助金につきましても、先ほどの国庫と同様で、設置数の減によるものでございます。

次に、委託金につきましては、統計調査費委託金から次のページの商工費委託金につきましては、それぞれ確定した数値でございまして、それにかかります分をそれぞれ補正をさせていただきますいております。

寄附金の52万7,000円につきましては、指定寄附金として3件の指定寄附をいただきましたので、今回計上させていただきます。

繰越金につきましては、前年度繰越金として173万7,000円の補正。

諸収入の雑入につきましては、それぞれ人件費の精査によりまして、相楽東部広域連合への派遣職員及び地方税機構への派遣職員の負担金をそれぞれ減額させていただきます。

町債の過疎対策事業債の2,180万円の補正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国の補正予算に伴います工事費の補助金の裏を過疎対策事業債として計上させていただきます。

それでは、歳出の御説明を申し上げます。歳出につきましては、それぞれ担当課長のほうから説明させていただきます。なお、人件費につきましては、最終見込み等を精査した中での補正をさせていただきますので、説明は省略させていただきます。

まず議会費でございますけれども、旅費及び使用料及び賃借料は、それぞれ9万2,000円、14万円を減額しております。これは執行の減によるものでございます。

次に、総務費の一般管理費の7節賃金及び12節役務費につきましても、執行の減によるものでございます。使用料及び賃借料につきましては、パソコンリース料として5万9,000円を計上しております。これは当初の予算の計上漏れ等によるものでございます。

次に、18ページでございます。

負担金補助及び交付金につきましては、それぞれ確定した数値を減額補正をさせていただきます。

次に、3目の財政管理費でございます。積立金としまして3,403万6,000円を計上いたしております。まず、先ほど指定寄附がございました。その分を、ふるさとづくり基金へ52万8,000円と、決算見込みによります収支確定した数値の分につきましては、減債基金へ3,350万8,000円を積み立てるものでございます。

財産管理費でございます。賃金から23節の償還金利子及び割引料につきましても、未実施及び今後の執行見込み等を勘案した中で、それぞれ補正をさせていただきます。

次に、19ページの交通安全対策費でございますけれども、消耗品費として執行の減によりまして2万1,000円の減額。

防災諸費につきましては、先ほど入で御説明申し上げました耐震診断及び耐震改修等をそれぞれ減額と、備品購入費では防災備蓄倉庫、ソーラー式換気扇等を、請負減等によります減額となっております。

次に、税務総務費で、20ページをお願いします。20ページの負担金補助及び交付金につきましても、地方税機構への負担金の確定によりまして263万4,000円の減額。

賦課徴収費では、償還金利子及び割引料でございます。これは46万5,000円を計上いたしております。これは、退職一時金の算出税額の誤り等が特別徴収義務者のほうから出てまいりましたので、その分にかかわります予算を計上させていただいております。

次に、衆議院選挙費でございます。それぞれ報酬から需用費の分につきましては、確定数値等を計上させていただいております。

21ページの統計調査費の就業構造基本調査費で、確定した需用費、役務費をそれぞれ計上しております。

次に、26ページをお願いします。

常備消防費としまして、相楽中部消防組合特別分担金として1万2,000円を計上しております。

非常備消防費で21万6,000円を計上しております。これの主なものにつきましては、5部の積載車の廃止に伴いまして、今回、ポンプ積載車の代車を購入させていただきます。なお、これらの分につきましては、区長との十分協議をさせていただいた中で、車の廃止と代車を購入するということになっております。それ以外ではラッパ1基、また1部の消火栓取扱説明会の実施によりまして、ボックス内にあるホースや筒先等の老朽化及び亀裂が判明しましたので、今回計上となっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　続きまして、住民課長。

住民課長（東　達廣君）　それでは、住民課が所管しております歳出予算について御説明申し上げます。

ページは21ページからお願いいたします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、19節負担金補助及び交付金では、障害者自立支援特別対策事業、これは通所サービスの加算事業でございます。当初見込んでおりました事業が実績では見込めないことが確定いたしましたので、その分を減額するものでございます。それから、国保連システム開発負担金、これは朝から条例改正のところでも御説明申し上げましたが、訪問看護の福祉医療費の対象をふやすというふうなことで、国保連合会のシ



システムを開発する必要がございまして、それに係る負担金2万7,000円、合わせて12万3,000円の減額。

20節扶助費では、障害者（児）医療費助成は実績見込み。それから、障害者自立支援給付費につきましても実績見込みで、主な原因は、児童デイサービスの新規利用等がふえたことによりまして、合わせて125万円の増額を計上しております。

次のページで、4目老人福祉費の委託料で30万4,000円、外出支援サービスでの新規利用がふえまして増額しております。

それから、繰出金で、後期高齢者医療特別会計繰出金189万8,000円を増額している主な内容につきましては、町の繰出分、療養諸費の12分の1に当たります町の分の過年度の負担金が増加いたしましたので、確定によります増額分でございます。

それから、5目の老人福祉施設費、賃金につきましては170万円減額させていただいて、実績による減額でございます。

それから、23ページにまいります。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費、扶助費で、子ども手当49万円減額しております。一昨年度は子ども手当、それからその後に児童手当と制度が変遷いたしましたので、当初の見込みで国・府の負担率もかなり変わったところがございます。歳出のほうとしては、当初の見込みより49万円の減額となったところがございます。

その下、衛生費、保健衛生費、2目の予防費、需用費で15万円減額、それから委託料で90万円の減額、合わせて105万円、これも実績予測による減でございまして、大きな原因といたしましては、当初、ワクチン込みの委託契約を当初予算で計上しておいたところがございますが、昨年9月からワクチン別の委託契約をいたしまして、それによる差額が出たところがございます。

それから、24ページにまいります。

衛生費、清掃費、塵芥処理費で、委託料で60万8,000円、これは請負減でございます。

それから、負担金補助及び交付金で730万円、これは施設整備、定期的に計画を立ててやられておるわけでございますが、焼却炉の補修、煙突等の補修の工事に対しまして補助金なり起債なりが充当され、その分の負担金の減額がありまして、730万円を減額させていただいているところがございます。

それから、2目のし尿処理費の負担金189万4,000円を減額しておりますところですが、

大きな理由としましては、広域事務組合の分担金が、し尿処理分につきましては年度内精算を実施しております。過年度の実績で当初を立てまして、実際に当年度の1月から12月の実績で精算をしております。本年度につきましては58万円の追加負担が生じたものです。

それから、循環型社会形成推進交付金につきましては、歳入でも御説明がありましたけれども、当初、合併処理浄化槽6基分を見ていたところですが、実績としては2基分という減額によるものです。

それから、し尿汲取業務負担金につきましては、これは券を販売して、その分、業者から請求が来るものでございまして、歳入歳出プラス・マイナス・ゼロになっております。歳入のほうで50万円減額し、歳出のほうでも50万円減額させていただいたところですが、以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、同和対策室長。

同和対策室長（増田好宏君） それでは、同和対策室が所管します歳出予算について御説明させていただきます。

21ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費の中で、8節報償費2万5,000円を減額しております。これにつきましては、町村職員の合同研修会の講師料を見ておりましたが、今年度に関しましてはDVDを使用しましたので、不要となりましたので2万5,000円を減額しました。

次に、ページをめくっていただきまして22ページをお願いします。

2目の社会福祉施設費の中の賃金で、20万5,000円を減額しております。一般人夫賃金としまして、会館周辺整備に係ります賃金を執行残という形で18万5,000円、バス運転手の賃金としまして2万円、合わせて20万5,000円を減額しております。

旅費7万円及び需用費5万円、役務費2万円、委託料8万9,000円、使用料及び賃借料3万9,000円につきましては、全て執行残に係るものでございます。

原材料費20万円、これにつきましては会館周辺整備に伴います材料代ですが、本年度は使用しておりません。未使用でございまして20万円を減額します。

負担金補助及び交付金につきましても20万円の減額でございます。これにつきましても、執行残に伴います減額でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、企画観光課長。

企画観光課長（山本和宏君） 企画観光課が所管いたします補正予算について御説明申し上げます。

ます。

18ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、2目文書広報費の使用料及び賃借料で、自主放送用のビデオソフトをこれまで賃借しておりましたが、本年度につきましては、そのビデオを賃借しなかったことにより42万円を減額しております。

次に、19ページの10目通信施設管理費の役務費で、光ケーブルの電柱への添架の額の確定により5万9,000円を減額しております。委託料につきましても、額の確定により24万5,000円を、これは増額で計上させていただいております。

少し飛びまして、25ページをお願いいたします。

商工費、商工費、観光費、報償費で、さくらまつり、またもみじまつり等のステージイベントに安価で出演いただけたことによりまして、イベント報償費17万円を減額しております。

委託料の観光施設維持管理委託で、これは委託の見直しと申しますか、それによりまして49万8,000円を減額しております。それと、河川敷草刈り委託につきましては、実績で27万3,000円の減。合わせまして77万1,000円の減額としています。

それから、負担金補助及び交付金、これにつきましては、商工会の青年部が計画しておりました夜桜事業、駅前のライトアップへの補助でございますが、こちらの事業を実施されなかったことによりまして、5万円を減額させていただいております。

次に、4目の産業振興会館費でございますが、需用費で68万円を減額させていただいております。これにつきましては、冷暖房の修繕に係ります請負減が主なものとなっております。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 建設産業課所管の歳出の御説明を申し上げます。

議案書の25ページをお願いいたします。

一番下の段の土木費、道路橋梁費、道路維持費といたしまして6,150万円を計上させていただいております。内訳といたしましては、委託料1,150万円、工事請負費が5,000万円でございます。この委託料につきましては、道路の点検及び計画策定事業ということで、路面の舗装の性状調査とか、のり面の点検、道路附属物の点検を行うものでございます。それと、下の工事請負費の5,000万円につきましては、舗装の修繕工事、橋梁補修工事、防護柵の修繕工事を行うものでございます。この合計の6,150万円につき

ましては、国の大型補正に係るものでございまして、全て平成25年4月以降へ繰り越して事業を行うものでございます。

続きまして、下の段の道路新設改良費3,400万円の減でございます。これは工事請負費でございまして、笠置山線改良事業に係るものでございます。当初、8,000万円の事業費ということで要望しておりましたが、要望した額までに補助が付きませんでしたもので、3,400万円の減額で4,600万円という事業費になったものでございます。建設産業課のほうは以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

25ページ、笠置山線改良事業について何点かお聞きをします。

今、課長が報告ありました交付金、この減額をされた時期、いつ減額をされたんですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、交付金自体の減額というのは、こちらでは要望額は8,000万と上げておりますが、京都府では最初の時期に今の金額に近いものがついております。その先につきましては、どうなるかというのがわかりませんでした。それで、先ほども説明しましたが、ほかの大型の補正がありまして、それについてはどうなるかというのが全くわかりませんでしたもので、もしかふえるという可能性もありましたもので、今まで置いておきました。国からの減額の金額というのは、一旦決まっているのはもっと早い時期でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） お聞きしたいことは、なぜ年度末になって、あたふたとうこういう大型工事をされるのか、そういうことです。交付金の決定があつてからこういう工事をされるべきで、こういう工事が遅くなったかということをお聞きしたいのと、減額されたことによって工事の完成時期、影響ございますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、工事の発注が、まず工事自体が遅くなっていると。いろんな事務がございまして、例年のように遅くなっておりますが、何とか頑張つてはおりますけれども、今の状態になっておるのが現状でございます。

それと、減額をしたと……。

（「工事費が減額によって最終的な……」と言う者あり）

建設産業課長（川西隆次君） 先ほど申しましたけれども、ちょっとまた戻りますけれども、先ほどの回答とダブるかもしれませんが、今年度につきましては、特に大型の補正があるという話、12月になりましたので、どのようになるかわかりませんでした。

それと、減額した結果、工期が最終的にどうなるかという御質問ですが、9月議会で、たしか私、お答えさせていただいたと思いますけれども、9月議会のときに、その時点では今の金額というのが大体決まっておりましたので、そのときにお答えしたように、今の予定でいきますと、平成25年度に当初予算でも計上しておりますけれども、そこで何とか工事が、道路という形ではありませんが、工事用道路としてつながるところまでいって、その後の2年間でその上の分、最後の盛り土、舗装のあたりまでいけたらという計画はしております。

ただし、先ほども申しましたけれども、国の補助金、それがどの程度の形についてくるかというのがわかりませんので、そこにつきましては何とも言えないところもございます。特に、今回の大型補正につきましては、道路のいろんなトンネルとかの関係がございまして、まず今ある道路について維持をするために、維持管理をちゃんとするために、まず全てのものを点検しなさいというような形になっております。そういう状況でございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） 私、何回も、防災道路をつくるのに災害を起こしたらだめということで、何回も質問をさせていただいております。工事中の水が、奥田住宅の上の谷に落ちると、こういう現実があって、土石流がいつ何どき起こっても不思議でない、そういうことを再三指摘をしているわけですが、課長、どのような状況にあるか把握しておられますか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですが、これも9月議会のときに御指摘いただきまして、現地の点検をやっております。今年の25年の雨季までにはできるようにと、この24年度の工事で、水の流れを山のほうにできるだけ行かないような形をとる計画で今進めております。以上です。

議長（西岡良祐君） 西村典夫君。

4番（西村典夫君） この工事は、何回も言いますけれども、防災面も兼ね合わせた工事をしていく必要があると思います。今回、国も京都府も防災・減災に重点的に取り組みなさいということを言われておるわけで、検査とかそういうことでなくて、ある程度造成をされて危険な状態にしてしまっている、そういう現実もあるわけですから、私は優先的にこの工事、やっぱり完成させるべきだと思うんです。町長、その辺どのようにお考えいただいております

か。

議長（西岡良祐君） 町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 西村議員にお答えをさせていただきます。

やはり防災あるいは人の命を守っていくというのがまず基本であろうと思います。その点は担当課も十分承知の上で、西村議員の質問に、何回もその質問を受けさせていただいております。私どもも、やはり住民の安全を確保するという意味で、工事も慎重にしなければならないという思いは持っております。しかし、工事も同時に進めなければならないという面もございます。これから安全に十分配慮した中で工事を進めるということを担当課にも指示をしたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 今の関連質問をします。

減額で3,400万円、24年度に、過疎債の関係では、一応予定ではトータル4億7,000万の総予算で、24年度で8,600万ということで終わるとい形にはなっているわけです。それは工事は当然に長引くのはわかります。これを調べましたら、2007年、平成18年から工事が始まって7年かかっているわけです。だから、何でこんなにかかるのかなという、まずその疑問なんです。まずそれ。

1年目は文化財の関係もあるんですか、初年度。ちょっと簡単に、文化財の関係で、皆さん方、行っておられないかと、私これ当時、写真を撮らせてもらって、説明会のときに、歴史のことを一遍、簡単に触れさせてもらおうと、これ、真ん中のここが発掘調査をやられたところで、1334年、元弘の戦いで火災が起きたときの、このところがその証拠らしいです。これが全体の文化財をやったわけです。それと、これがわかったんですけれども、土塁と言って、元弘の戦いで見つかった、見つかったというか、我々もちょっと知らなかったんですけれども、土塁なんですけれども、1334年、元弘の戦い、奈良大学の千田嘉博先生に聞いたら、これはそういうことやおっしゃっていました。

それと、そのほかに、高麗磁器とか、それから土師器とか、いろんなものが出てくるわけです。そういう歴史的な観点で、笠置町で山で発掘調査というのはなかなかできないことで、こういったことが見つかるだけでも大したことやったということだけ言っておきます。

それで、もとに戻って、此一応資料、先ほども言ったように、平成18年からこれだけの期間かかって、このところは、この前、情報公開で請求した部分なんですけれども、トータル、この7年間で2億1,000万余りかかっているわけですから、工事が。トータルの執行

額というか。それは構わんですけれども、とりあえず早くしてほしいという、やっぱり町民、山の方も望んでおられる方もあるわけです。例えば、この道路ができることによって、笠置の奥と言ったら、かさぎゴルフとかゴルフ場がたくさんあります。だから、その線を通って旅館に来られる方とか、そういったことも、するんやったら早くしてやるべきやという私の観点からです。できるだけ早急にやってほしいなど。

ただ、これ、何回も山へ行って見ますけれども、工事は、先ほど25年度で通るような話を言うてましたけれども、これはちょっと無理じゃないかという私の感想です。だからできるだけ早くやってほしい。

それと、もし通った、災害のことは先ほど西村議員が言いましたんで、もう言いませんけれども、やはり私も災害のことを心配するわけです。笠置山でああいうことになっている。本当に切り立った道路に、駐車場から見ていたらそういう道路なんです。だからあれで、我々は素人ですから、土木工学上どういった観点でああいうふうになっているかわかりませんが、本当にそういった面では心配するわけです。

それともう1点、もしこの道路ができた場合に、府道の笠置山線とつながった場合に、例えば柳生からこう来て、要するにあの府道線でも物すごい狭いわけです。そうすると、交通量が多くなった場合に、やっぱり渋滞とか、どないなるんかわかりませんが、例えば土日には多くなった場合に一方通行するとか、何とかそういう方法も将来、今から考えておかなあかんという気がするんですけれども、その辺どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、まず道路が完成したとき、今現在つながるところは、府道の笠置公園線という上っていく狭い道になるんですけれども、今つくっている道路も正式には1車線なんですけれども、全幅5メートルございます。それよりもまだ狭い道になりますので、下の通行というのは、今までと現時点では何も変わらないような形になります。

下から上がっていく道路が急に狭くなるということで、今後の交通量というのはわかりませんが、今以上には混雑する可能性は十分考えられますので、今御指摘ありましたように、できた時点では、例えば観光シーズンなんかでガードマンを立ててやっておられるときもありますけれども、そういうことも含めまして、一方通行とかそういうことも考慮しまして、関係する警察その他のところに御意見をお聞かせいただきながら考えていきたいと思っております。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 今後、できたら早急にそのことを、地元の方とか、当然警察とか、そういうところと相談しながらやっていただきたいと思います。

次に、この関係で、私、たまたま先ほど情報公開条例で、この入札のところを、このところはいただいたんですけども、ここはもう公表されているということで、このところは入札予定価格がまだ公表されていないので、今、要求しているところなんですけれども、たまたま他町が、和東町がそういう土木の関係はインターネットでやっているということで、私も和東町のやつをインターネットで出したんですけども、確かに出ています。

ところが笠置町も、土木じゃなしに、もう既に、きのうたまたまインターネットを見ていたら、要するに入札の結果もやっぱり出ているわけです。土木と違う、例えば消防団員用夜間活動用資機材84万円、これで落札したところと、それから逆に、予定価格の範囲内で最低価格で入札したため失格という業者もあったみたいですね、これを見ていたら。だから、こういうふうに早く出されてるんですから、建設関係もできるだけ早く公表というか、やっていただけたらと思う。

といいますのは、昨年でしたか情報公開制度が、これまた私、いずれ一般質問でしたいと思うんですけども、23年9月の、要するに情報公開、笠置町が最低とか、こういった大きく報道されるわけです。だから、これをできるだけ、笠置町は1番目に来るんやという感じで、やはり情報公開制度にも取り組んでいただきたいという要望をしておきます。いずれこの情報公開制度に関してはまたやります。

それと、その関連で、委託料と工事請負費、1,150万と5,000万ですか、この件でお聞きしますけれども、1,150万、点検ガードレール、のり面とか云々のことがありましたけれども、私、二、三要望だけ。これは町道だけですか。それとも、国・府とか全部の道路ですか。その辺。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 道路は町が管理する町道のみでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） 道路の関係で、私、要望というか、ちょっと一遍、危ないところとか、ぜひともガードレールをつけてほしいところを1点だけ申します。そしてあと、国道とか府道の関係、要望してほしいということだけ言います。

1点だけ緊急にやってほしいというのは、町長がおられる切山地区のところの道路なんで



すけれども、ホテルから、今、閉まっていますけれども、それから上がったときに、のり面、カーブのところ、恐らく大型が通れないということで、ああいう形にガードレールをつくらんと、20メートルほどあるんですね。高さが大体30センチです、はかったら。そこにはやはりこすった跡がたくさん残っています。恐らく上から、下から行ったときは曲がれるけれども、上から来た場合には曲がれないということで、そういう形の構造になっていると思うんですけれども、あれを、例えば下をのぞいた場合に、163がまともに通っているわけです。だから、あそこでもし車が1台でも、あつてはならないけれども、落ちた場合に、163、大変な事故になると思うんですが、このところのガードレール、なかなかやりにくいと思うんですけれども、やり方を考えて、1,500万の中で、一遍それを検討をぜひともしていただきたいと思います。どうですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 今御質問ありました。1点ということで、切山の第3カーブでしょうか、おっしゃるとおりカーブが曲がりにくいということで、わざと以前から下げているようなところがございます。何にもないことはないんですが、やはりそういうところは危険やというのは承知しております。

今おっしゃいましたように、25年度に繰り越してやる道路の附属物の点検調査というのがございますので、国の補助金を乗せるためには、この調査をやらなければならないということになっておりますので、特にその辺も考慮しまして、その点検はやりたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 大倉博君。

3番（大倉 博君） それでは、これは町道ですけれども、私から国道とか府道の関係の要望だけというか、常に建設産業課長にはお話ししてあれなんですけれども、笠置でたまたまことし、交通事故で亡くなられた方が1人ありました。

それから、銭司のところでも亡くなられて、あれは車同士の衝突で、歩道側に車が、当時、私もあのとき通ったんですけれども、ありましたけれども、今できた歩道というのは、草畑のほうもできましたけれども、車道と歩道の間、できればガードレールを設置要望、これは国ですから、できるかどうかわかりませんが、それと笠置町を見た場合に、有市のほうもそうなんです。歩道はある程度広くとってもらっているんですけれども、車道と歩道の間がやっぱりガードレールがないところが多いんです。いつ何どき車が、今、大型車も多くなっています。

そして、大河原のトンネルも、来年、再来年ぐらいにはできるんですかね。今は、大河原へ行くところの鉄橋は、車の高さ制限が4.1メートルなんです。それが、高さが大きい車がどんどん通って、大型車が通ってきた場合に、どんな事故がまた起きるかもわかりません。できれば、歩道と車道の間、この前聞きましたら、府のほうに申し入れしているようなことをおっしゃっていましたが、ぜひともそういう安全施設の面をやっていただきたいと思います。

それともう1点、府道笠置山線なんですけれども、そこもやはりガードレールをぜひともつけていただきたいということを、まだついていないところもたくさんありますので、要望してください。

それと、もう1点の要望、同じ府道で、この前、町の運転をしている方に聞きましたら、一番怖いところは、よしやさんから上っていった、あそこのところはよく崖崩れすると思うんです。谷に行くまでのところ、間が狭いところ。あそこのところを何とかという要望を私は聞きましたので、あそこは本当によく崖崩れが起こるところなんです。だから、そのところも要望を何とかしていただけたらありがたいなと思います。

そして最後に、町の要望の中で、笠置町では一番よく道路事情をわかっておられると思う、例えば伊左治先生、ほんまに御苦労で、訪問医療は笠置町内をあちこち車で行っておられます。そしてデイサービスの方も、やっぱり車であちこち町内を回っておられます。そして、先ほど言いました町の運営のバスの方もおられます。だから、この1,150万円の調査のときには、その方たちのどうしてほしいという意見を聞いていただいて、参考に、そういったところのことも事業をやっていただければと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 石田春子さん。

6番（石田春子君） 1つだけ、関連質問ですけれども、このように笠置山の町道工事、8,000万も出していつ完成するのやと町民の方が聞いておりますので、この件に関しては1つだけ。

そして、23ページの職員手当のところでは勸奨退職手当と書いてあります。それは、理由はどういうものですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 先ほどもよく似た答えを言うたかもしれませんが、新年度で8,000万円の計上をさせていただいております。これにつきましては、笠置山線につきましては、先ほどちょっと申しましたけれども、25年度で何とか工事用道路として、

下の今つくっている道を何とか向こうへ行けるような形に持っていきたいと。あくまでも工事用道路ですので、まず下が通れるようにと。それから、あと26、27年度で上の最後の盛り土と、それと舗装に行きたいと今考えております。以上です。

議長（西岡良祐君）　続きまして、総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君）　ただいま石田議員からいただきました退手組合への勧奨退職分の237万9,000円、これは勧奨退職の特別負担金という形で退手組合へ支払いする分でございます。なお、勧奨退職という要件がございます。在職20年以上で、年齢が50歳から58歳及び退職の申し入れを7月中に行うと、その条件が整って初めて勧奨退職に該当するというところでございます。

それともう1点、ちょっと時間をいただきまして、先ほど来、国庫補助金の関係でいろいろ御質問等がございました。実は笠置山線の社会資本整備総合交付金は、当初8,000万から減らされたということで、減災・防災で言えば、そこが重点的なという話でございます。

ただ、補助金というのはそれぞれ役割がございまして、笠置山線の社会資本整備総合交付金というのは、当初、国で予算がありまして、そこから各都道府県への枠配、要は配当をするわけです。そこで、京都府のほうで、いろいろ要望が上がってきた中からそれぞれ金額を決めるということで、要望どおりにはいかない、これは補助金だけではなしに起債でもそうでございます。過疎債でも、京都府でこれぐらいがあって、笠置町が出しているからといって満額はいただけるとは限りません。

それともう1点、今回の国の補正予算は、それぞれ補助金があるものは使えない。要は、今ある笠置山線はもともと社会資本整備総合交付金がついていましたので、そしたらそれプラスアルファ、そこへ使えるかといったらそれは使えない。要は、今の自民党の政権もそうなんですけれども、悪い言葉で言えば公共事業を前倒し、いろんな単独事業をやれという部分での国の補正予算でございますので、その辺は議員さんのほうにも考えていただきたいということで、申しわけございませんけれども、ちょっと言わせていただきました。以上でございます。

議長（西岡良祐君）　6番、石田春子君。

6番（石田春子君）　石田です。

そうしたら、早くやめたら230万、余分にいただけるということですね、勧奨退職手当ということ。はい、わかりました。

そして、もう1点だけ、22ページの老人福祉費、外出支援ということで30万

4, 000円、これはどういうあれですかしら。ちょっとお聞きします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、当初予定しておりました外出支援の予定額に、年度途中から病院の送迎、新規利用、透析患者などでございますが、その方の利用が丸々上がってきましたので、若干御利用が頻繁になってきましたので、その分、増加をさせていただいたということでございます。

介護認定を受けておられて、家族の者も送ることもできへんという方につきまして、一定の認定を経まして、病院の送迎をやっておる事業でございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 2番、向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

予算書案の19ページに木造住宅耐震診断士派遣事業費、それから同じく19ページに木造住宅耐震改修事業費が計上されています。診断士の派遣事業費は、当初予算では9万6,000円が今回4万8,000円の減、耐震改修事業費は当初予算で90万、6月補正で150万の計240万見込んでいたのが、今回240万円丸々減額となっています。この数字からは、耐震の診断は見込みの半分、耐震住宅改修に至っては利用がゼロと読み取れます。ここから見ると耐震改修が進んでいないと考えられますが、耐震改修が進まない理由は何だと考えられていますか。

それともう1点、京都府木造住宅改修事業費補助では、耐震改修の費用の4分の3、最高90万円補助しますが、この制度の周知をどのようにされていますか、お聞きします。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） ただいま向出議員から質問いただきました耐震診断と耐震改修の関係でございます。

耐震診断は1件で、1件が不要と、改修につきましてはそれぞれ全てが不要、それは当局ではどのように考えているかということでございますけれども、これはあくまで感想的で言えば、診断は受けますけれども改修はできないのはなぜか、これは余りにも高額な改修事業費がかかって補助金等で90万ぐらいしかない、それが一番大きな原因であると私は考えております。もしほかに何か向出議員が考えておられることがありましたら、また言っていたらありがたいなと思います。

それともう1点は、広報はどのようにされているか。できた当時は1回か2回ぐらいは広報をやらせていただきまして、去年は簡易改修が新たにできましたので、その分も広報を流

させていただいております。また、毎年1回ぐらいは、その年度当初ぐらいにはやらせていただいている予定でございますので、これからも引き続いて対応はさせていただきたいと、このように考えております。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） 課長さんからもちょっと質問がありましたので、私自身の考えとしては、同じように、確かに耐震改修が進まないのは、補助に対して莫大なお金がかかるからだと思っています。それからもう一つは、その効果ですね。耐震改修の効果をどれぐらい把握されているかということも、個人としては気になる点だと考えています。

それから、予算書案の23ページの健康診断、予防接種のことについてお聞きをしたいと思います。先ほど住民課長のほうから、ワクチンを見込んでいたのを別にしたからという理由を説明されました。50万と40万の減ですが、これは健康診断、予防接種を受ける方が見込みよりも少なくなったということではないのでしょうか。その点をお聞かせください。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 主な要因としましては、当然その分も含んでおります。委託契約が変わりまして、材料費で、この中では材料費ではマイナスになっておりますが、その分ではプラスになっている。差し引きはマイナスで出ておりますが、委託料で減って材料費で上がったというふうな事情というものがこの中にはあります。言われはった要因も当然含んでおります。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 向出健君。

2番（向出 健君） そうしますと、利用が減っているということで、その原因の分析や理由はつかまれていますでしょうか。また、減額ということは、当初見込んでいたより利用者が少ないということで、町としては、やはり利用100%を目指すように手だてを打つべきだと考えますが、いかがでしょうか。お聞きをします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 当初予算では、接種対象者をほぼマックスで予算を立てております。一類疾病と二類疾病という予防接種法の中でございまして、一類疾病につきましては市町村が接種に努めると、二類疾病については市町村の努力義務である。一類疾病につきましてはほぼマックスで見ているところでございます。二類疾病というのが、65歳以上のインフルエンザがそれに当たるわけなんでございますが、これについては実績を換算させていただいております。

努めるべきであるということですので、当初予算に見込んだとおりの接種をできるだけ勧奨するという形はとっておるつもりでございますが、実績でそれだけマイナスが出てくる。その中に、先ほども言いましたような予算の見直しで増減があつて、最終的にはこういう減額になつたというふうな事情がございました。以上でございます。

議長（西岡良祐君） 4番、西村典夫君。

4番（西村典夫君） 4番、西村です。

8ページの繰越明許費についてお聞きをします。これは安倍内閣の大型補正の臨時交付金であります。もとは国債であります。そのツケは国民に返ってくるものでありますから、本当に有意義に使っていただく必要があると思います。先ほど大倉議員がおっしゃられました、この充当される場所、町民から声を聞かれる、そういう可能性はあるんですか。私はもう既にされる箇所は決まっています、そこに工事をされるように理解をしているんですけども、そういった場合はどこをどうされるのか、その具体的な説明をお願いいたします。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどいろいろ御質問がございましたけれども、議案書の25ページのところがございます道路維持費6,150万円、これが全て繰り越しになりまして、先ほど御質問にありました繰越明許費になるわけでございますが、この中で場所がどこかに決まっているかということなんですけれども、あくまでも想定のもとに路線とかを入れております。

それで、先ほども申しましたように、工事費にいく前に、全て点検をしなければ工事をすることができません。この交付金につきましては、大きく3つに分けまして、路面の性状調査といたしまして、舗装のひび割れやそういう調査をやります。それと、のり面、盛り土等の、そういう場所なんですけれども、擁壁とかの調査を行います。道路の附属物、先ほどもありましたけれども、ガードレール等の調査を行ひまして、それぞれこの3つのものにつきまして、その調査結果に基づきまして修繕計画を早急に策定する必要があります。

この策定した結果、それぞれの舗装の修繕や橋梁の防護柵の修繕などが行えますので、今どこというのはありませんが、一番長い路線で笠置有市線という1級の町道がありますので、そういうところ、ほかという形で上げております。新聞報道なんかで、笠置有市線という書き方をしているところがございますけれども、これは代表的なものというふうに考えていただきたいと思います。今後の結果に基づきまして行いますので、その辺を御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 7番、杉岡でございます。

先ほどの笠置山線、関連でちょっとお聞きしたいんですけれども、道自体は工事用のあれでことしじゅうにできると。26、27年度については、笠置山から来ている、あの道を開通させるという、2年で開通できるということですね、大きな車を。26、27年度、2年に分けてあの区間を工事するのに、保安林の解除とかそういうようなで、私も一般質問させてもらって、あったんですけれども、その解除自体はできているのか。もしできているのであれば、別に2年に工事を分けやんでも、上からと下からとできることじゃないんですか。そこをちょっと教えてほしいんです。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） まず保安林の解除でございますけれども、大変おくれておりますけれども、最終的な提出を行うところでございまして、それはできると思います。

2年に分けてする必要がないということなんですけれども、あくまでもこれ、8,000万円というような金額で、うちの財政の方の残りの、8,000万以外の起債とか、そんな分がありますので、その形で今までずっとやっております。今後につきましては、ほかの事業との絡みもございまして、その辺につきましては財政のほうと相談していきたいと思っておりますので、そういう形になるかと思っております。

さっきも言いましたけれども、25年度に何とか連結できる形をとりたいと思っております、工事用車両が通れるように。それ以降、25年、26年で残りの盛り土と舗装と考えております。金額につきましては、まだ最終的な金額のほうは精査できておらない部分もございまして、何とかそれにあわせてやりたいと今考えております以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 課長ね、今度の笠置山から来るやつは解除できていない、できますやろということで、これも何年も前から保安林の申請を出しているみたいなんですけれども、くれるやろうと。それについて、あそこは構造物は、私、素人ですよ、素人考えで言わせてもらおうと、構造物はほとんどないような、あとほとんど切り取りという感じで、私はそう思っているんですけれども、それでよかったですか。

議長（西岡良祐君） 建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） ただいまの御質問ですけれども、あと残りの分が、盛り土の分ができましたら、上はほとんど切り取り、切り取ってきってから盛り土という形になりますの

で、今おっしゃるように、最終的には余り盛り土のところはなくなるかと思えます。以上です。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） とにかく、できないということは、保安林の解除ができていないからできないということですね。それができたらやれるということ。構造物がなかったら、あと切り取りだけやから、その土を持っていく、場所もあんたらみんな計算できていると思うんで、2年、これから3年になるわけですね。ほんまやったらもうできてやんなん道やけれども、まだ保安林の解除ができていないという原因でできていないということです。早くしたってください。

それともう1点、非常備消防費、安全帽ということはヘルメットのことでですね。ヘルメットを11万7,000円の減額になっているんですけども、このヘルメット、1回購入したら耐用年数があるんですね。耐用年数はどれぐらいかね、日本規格の。

議長（西岡良祐君） 総務財政課長。

総務財政課長（田中義信君） 安全帽11万7,000円を減額させていただいた。議員御指摘のヘルメット、耐用年数何年かということで、申しわけございません。調べさせていただきます。

それと、実はこれを減額したんは、当初、補助金を狙っていたんですけども、却下されたという部分がございます。今後も引き続いて、その分は要望をしていって、できる限り特定財源を探した中で対応させていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

議長（西岡良祐君） 杉岡義信君。

7番（杉岡義信君） 私、何でこれを聞いたかという、やっぱり消防団の方が現場へ出てけがでもされたらいかんで、ヘルメットが割れたりなんかかすると災害につながるんで、とにかくそういうところは安全かつ安全にさせていただいて、古いものは捨てていただいて、新しいものに変えていただくということをお願いしておきます。終わります。もう返答はよろしい。

議長（西岡良祐君） 5番、瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 5番、瀧口です。

道路の話がたくさん出て、15ページをお願いいたします。保健衛生費補助金、これは合併浄化槽の補助金の話でございますよね。執行率が約66%ぐらいしかないんですが、3分の2ぐらいしか執行されていないんですけども、これは本年度は何件ぐらいございました



か。また、1件当たりのおおよその額をできましたらお願いしたいと思います。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） ただいまの御質問でございますが、当初は6件、6基を予定しておりまして、主に出ます5人槽と7人槽、それぞれ3件ずつ予算化をさせていただいたところでございますが、実績は本年度2基の実績です。2基も5人槽でございます。補助金につきましては、定額の基準額というのが決まっております、その3分の1、国から出る、府から3分の1出る、町が3分の1出して、プラス若干10万円の町単費を上乗せして、5人槽でございますと43万2,000円という補助金でございます。ちなみに、7人槽では51万4,000円の支出になります。本年度は5人槽の43万2,000円の2基分を支出させていただいたというふうな実績でございます。

議長（西岡良祐君） 瀧口一弥君。

5番（瀧口一弥君） 合併浄化槽、笠置では大型の浄化槽ができないから、個人の家で負担してつけてもらおうという案が始まったんですが、恐らく十数年前から始まったと思いますけれども、この額が行政側の広報不足によるものなのか、住民の認識不足によるものなのか、年々減額してきているように思われるんです。美しい水をまた美しくして木津川へ返したいというのが我々住民の願いなので、この浄化槽の設置にもう少し行政側の方も啓蒙啓発を伝えていただけるように要望して、私の質問を終わります。

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第14号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第14号、平成24年度笠置町一般会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

これより10分間休憩いたします。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時30分

議長（西岡良祐君） 休憩前に引き続き再開いたします。

---

議長（西岡良祐君） 日程第20、議案第15号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第15号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ550万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億9,106万9,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入では、高額医療費共同事業拠出金の実績精算に伴います国・府負担金の減額、歳出では、高額医療費共同事業拠出金並びに保険財政共同安定化事業拠出金の実績精算によります減額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 議案第15号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件について御説明申し上げます。

議案書の一番最後のページになります6ページ、7ページで御説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

国庫支出金、国庫負担金、高額医療費共同事業負担金、その次の府も同じような形になっております。これにつきましては、先ほど町長の提案理由にございましたように、高額医療費共同事業負担金、国も府もそれぞれ拠出金の4分の1を負担しております。国・府で4分の1ですので、公費で2分の1の事業ということになりまして、あとは保険者が2分の1出して、この高額医療費の共同事業を運営しているという事業でございます。これが1月上旬に確定いたしましたして、それに伴う補正をそれぞれさせていただいたと。国庫では37万3,000円、府でも同じ37万3,000円のそれぞれの減額をしております。

それから、繰越金につきましては、歳出額との調整額476万3,000円を減額しているところでございます。

最後のページ、歳出でございますが、まず今申し上げました高額医療費共同事業拠出金につきまして、確定したことによりまして歳出を減らしております。148万9,000円の減額です。

その次に、保険財政共同安定化事業拠出金でございます。この事業につきましては、国・府財源を伴わない共同事業でございます。これにつきましては、その分、保険者の持ち出

し分、そのまま確定によって減らされるという、減ったということです。412万円減額しております。

それから、11款諸支出金で、過年度の修正申告等によります税金還付等がございます。その対応のために10万円を補正させていただいたところがございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出健君。

2番（向出 健君） 2番、向出です。

6ページに前年度繰越金として476万3,000円が計上されています。当初の予算を見ますと1,200万円、9月補正で2,092万2,000円となっていますが、前年度の繰り越しというのは、前年度の決算で確定した額を本年度に繰り入れるものじゃないんでしょうか。なぜこのような動きがあるのかちょっとわからなかったので、お聞きをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（西岡良祐君） 住民課長。

住民課長（東 達廣君） 議員御質問いただいておりますことにつきましては、前年度の決算剰余金そのまま繰越金に当たってくるというふうなことではないのかということなんですが、前年度決算剰余金5,200万ほどございます。今、当初なりで上げさせていただいた繰越金、今回、減額で繰越金充当額が2,815万9,000円という予算を組ませていただいております。差し引き2,400万ほどは、表現は別にいたしまして留保財源という考え方をしております。

本来、その分を歳入で見て、積み立て等へ計上するというのが普通の一般会計的な考え方でございますが、医療費会計につきましては、現金勘定という側面も持っております、繰越財源が4月から夏場にかけての現金勘定に必要なってくる。そうしなければ基金の取り崩しとか、一般会計からの貸し付けなり銀行からの貸し付けというふうな手段は、必ず補助金とか交付金の制度上出てくるものでございまして、若干、一般会計的な見方をすれば、剰余金が余り過ぎるんじゃないかというふうなことは思われることもあろうかと思いますが、現時点で、国保に限らず介護もそうです。後期は特別でございますが、そういう形で現金をお支払いをさせていただいているというのが現状でございます、御理解いただければありがたいです。以上でございます。

議長（西岡良祐君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第15号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第15号、平成24年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第21、議案第16号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第16号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額9,091万3,000円に歳入歳出それぞれ20万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,070万6,000円とするものであります。補正内容につきましては、人件費の精査による減額となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（川西隆次君） 平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の件の御説明を申し上げます。

議案書の6ページをお願いいたします。

歳入、一般会計繰入金、一般会計繰入金といたしまして20万7,000円の減額でございます。これは人件費等の財源の補填分でございます。

次のページの7ページをお願いいたします。

歳出、総務費、総務管理費、一般管理費といたしまして、補正額20万7,000円の減額でございます。これは、給料、職員手当、共済費と、全て人件費に係るものでございます。

これは人件費の精査によるものでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西岡良祐君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第16号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西岡良祐君) 挙手全員です。したがって、議案第16号、平成24年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第4号)の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長(西岡良祐君) 日程第22、議案第17号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長(松本 勇君) 議案第17号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算額の増減はありません。それぞれ歳入歳出とも款項間で予算を組みかえるものです。

主な内容としましては、介護予防関連事業費の実績につきまして減額を見込む一方、高額介護サービス、特定入所者介護サービス費の実績につきまして増額を見込んでおります。以上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(西岡良祐君) 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長(東 達廣君) 議案第17号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算(第4号)につきまして御説明申し上げます。

予算書の6ページから御説明いたします。

まず、歳入でございます。国・府負担金及び補助金、支払基金交付金につきましては、特に特定入所者介護サービス費の増額に伴うものの増減をしております。

まず、国庫支出金、国庫負担金、介護給付費負担金で9万4,000円。それから、同じく国庫支出金、国庫補助金、調整交付金で4万2,000円。それから、同じく地域支援事業交付金では17万3,000円減額している。この地域支援事業関係につきましては、介

護予防の事業費の減額に伴うものでございます。

それから、支払基金交付金のほうでは、20万円の介護給付費交付金の増と、それから地域支援事業支援交付金では、反対に20万1,000円の減額を見えています。

それから、府支出金、府負担金につきましては、国庫と同様の考え方で、特定入所者の支出の関係で13万4,000円の増となっているところです。

それから、次の7ページでございますが、府支出金、府補助金の地域支援事業交付金につきましては8万7,000円の減額。

それから、繰入金、一般会計繰入金、介護給付費繰入金につきましては8万8,000円の増、給付費の増に伴う一般会計分でございます。それから、地域支援事業繰入金につきましては、減った分の一般会計分8万7,000円の減。

それから、歳入歳出の調整が、繰越金でマイナス1万円しているということです。

それから、歳出のほうにまいりますと、保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス計画給付費で22万円増額させていただいております。これにつきましては、当初予定しておりました計画者の中で、今まで自己作成分が業者作成の委託をお願いしたことによる増が主な原因ということになります。

それから、保険給付費、介護予防サービス等諸費、1日介護予防サービス給付費で53万7,000円の減額をしておりますが、入のほうでも申しあげましたとおり、予防サービス受給者の減になります。予防サービスといいます、後からも出てくるんですが、ころばん塾というのが予防事業でやっておりまして、その利用者の減による事業費の減額に伴います。その次に、介護予防サービス計画給付費でも14万7,000円減額しておりますが、これもこういうことに付随しまして減額するものでございます。

それから、最後のページ、9ページにまいります。

保険給付費、高額介護サービス等費、高額介護サービス費、それからその次も同じ理由になりますが、保険給付費、特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費で92万5,000円、この2つのサービス事業につきましては低所得者の給付になります。低所得者が介護サービスをされれば、限度額が低くなって高額介護サービスがふえる。あるいは、低所得者の中でも、通称、低Ⅰ、低Ⅱと言いますが、その中でも食事なり入居費の限度額をさらに免除できる人の対象が、この特定入所者介護サービス費になるわけでございますが、これの対象者が当初見込みよりふえたということに伴うものでございます。

それから、最後に、地域支援事業費、介護予防事業費、介護予防一次予防事業費69万

2, 000円減額しておりますが、これにつきましては、先ほども言いましたように、介護予防一次予防事業費の減、具体的には、ころばん塾の事業費の減というふうなことで計上させていただいておるところでございます。以上です。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第17号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第17号、平成24年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

---

議長（西岡良祐君） 日程第23、議案第18号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長、松本勇君。

町長（松本 勇君） 議案第18号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ364万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,062万2,000円とするものです。

主な補正内容は、歳入では、保険料の調定、医療給付費負担金の過年度実績精算に伴います増額、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金の増額補正でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西岡良祐君） 続きまして、議案の説明を求めます。住民課長。

住民課長（東 達廣君） 議案第18号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

6ページ、歳入のほうからお願いいたします。

まず、保険料でございますが、特別徴収、普通徴収とも、後期高齢者医療につきましては、

入ってきた保険料をそのまま連合のほうに納付金で納めております関係上、歳出を最大予算を立てる必要がございます。それに伴いまして最新調定で歳入を見ているところでございます。普通、特別合わせて174万6,000円の増額となっております。

それから、繰入金、一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金につきましては26万1,000円の減額、これは京都府で組織しております広域連合の共通事務費負担金の額の確定によります減額です。それから、2節の保険基盤安定繰入金27万円でございますが、これもあわせて確定による減額です。

それから、2目の療養給付費繰入金でございますが、提案理由の中でも触れられましたように、予算は、過年度の医療費実績によりまして、当年の医療費の伸びを加えた総額に対してその率を掛けて当初予算化をされると。それに対して2年後に精算が打たれます。本年度ですと23年度の分について精算が行われておりまして、その分だけで申しますと、当初の見込みより277万円、笠置町は不足いたしましたので、負担を繰り入れてくださいというふうなことになりました。大きな理由がそういうことで、差し引き242万9,000円の繰入金がふえた、過年度で繰入金がふえたということでございます。一般会計からいただくお金をふやさなければならないということでございます。

それから、最後に歳出、7ページにまいります。ここでは、後期高齢者医療広域連合負担金という1本で364万4,000円を計上しているところでございますが、積算につきましては大きく4つに分かれております。大きなものだけ申しますと、先ほど言いました保険料の負担金をそのまま連合へ納める必要がございますので、歳入で見た分を歳出でも増加している、174万6,000円ふやしたと。それから、療養給付費が243万円ふえた、それから保険基盤では27万円減った、共通事務費で26万2,000円減った、合わせて差し引き364万4,000円の増加を補正するというふうなものでございます。以上でございます。

議長（西岡良祐君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西岡良祐君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この採決は挙手によって行います。議案第18号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特



別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西岡良祐君） 挙手全員です。したがって、議案第18号、平成24年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決いたしました。

---

議長（西岡良祐君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は3月18日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時00分